

未熟児・障害児家庭へのサポート

◎未熟児養育医療の給付

問 国保年金課医療係

☎ 0566-71-2232

未熟児養育医療の給付とは身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とするこどもに対して、その治療に必要な医療費の一部を負担する制度です。指定養育医療機関に入院して養育を受ける必要があると医師が認めた満1歳未満のこどもが対象となります。

◎特別児童扶養手当

問 障害福祉課障害福祉係

☎ 0566-71-2225

身体、知的発達または精神に障害のある20歳未満のこどもを養育している方に、こどもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給するものです。所得制限がありますので、基準額以上の所得がある場合は手当は支給されません。

◎安城市軽度・中等度難聴児補聴器購入費用等の助成

問 障害福祉課障害給付係

☎ 0566-71-2259

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し補聴器購入及び修理に係る費用の一部を助成します。購入前に申請が必要です。

◎第2子以降低年齢児障害児通所支援等利用給付金

問 障害福祉課障害給付係

☎ 0566-71-2259

障害児通所支援などを利用する満3歳以後の最初の3月31日までの間にある第2子以降のこどもに対し、利用者負担額に応じて給付金を支給します。

◎育成医療

問 障害福祉課障害給付係

☎ 0566-71-2259

18歳未満のこどもで生まれつき身体に障害がある、または生まれつきの障害や病気を放置すると将来において身体に障害を残すと認められる場合で、手術などを行うことにより、治癒または障害が軽減されると医師が判定した時にその医療費の一部を負担する制度です。

◎障害児福祉手当

問 障害福祉課障害福祉係

☎ 0566-71-2225

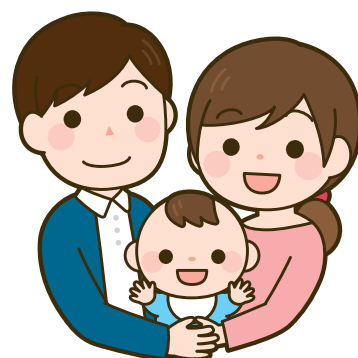
身体、知的発達または精神に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満のこどもに対して、手当が支給されます。所得制限がありますので、基準額以上の所得がある場合は手当は支給されません。

◎小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

問 障害福祉課障害給付係

☎ 0566-71-2259

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、日常生活用具給付などの対象にならないこどもに対し、電気式たん吸引器、特殊寝台などの福祉用具購入に係る費用の一部を助成します。購入前に申請が必要です。



安城市こども発達支援センター 「あんステップ」



問 施設管理 ☎ 0566-77-7795

発達に心配や遅れのあるこどもに関する発達相談・療育支援事業を集約した施設です。18歳まで継続した相談や支援が受けられるようライフステージに応じた支援を提供します。発達相談支援室、やまびこルーム、サルビア学園の3つの複合施設で、地域交流図書コーナーが併設されています。

開館日 月曜日～土曜日（祝日・休日、年末年始を除く）

開館時間 午前8時30分～午後5時15分

（地域交流図書コーナーは午前9時～午後5時）



◎発達相談支援室 問 ☎ 0566-77-7796

- ①発達相談:相談支援専門員、保健師、社会教育指導員、臨床心理士などの専門職が相談に応じます。また、必要に応じて医師による専門的な助言が受けられます。
- ②就学相談:こどもの小学校就学について、社会教育指導員、臨床心理士が保護者の相談を行います。こどもに適した就学先を一緒に考えていきます。
- ③訪問相談:保育園・幼稚園などからの依頼により、臨床心理士や作業療法士などが施設のスタッフに専門的な助言を行います。
- ④障害児（特定）相談支援事業:相談支援専門員が、福祉サービスを利用するためのプランを作成します。
- ⑤1歳6か月児健診事後指導会（親子教室）:ことばや発達の遅れ、育児不安などのある親子に対し、集団指導を行います。
- ⑥保護者支援事業:保護者がこどもの特性や関わり方について理解し、前向きに子育てができるようペアレント・プログラムを実施します。
- ⑦学齢期支援事業:グループ活動を通じ、自身の特性を理解することで自分らしく生活できるよう、ソーシャルスキルトレーニング教室を開催します。

◎やまびこルーム 問 ☎ 0566-77-7912

おおむね1歳から就園前までの、発達に何らかの偏りや心配のあるこどもとその保護者が共に参加し、集団療育や親子遊びを通じて基本的な生活習慣や社会性の基礎を身につけ、親子ともに成長していくための支援を行います。こどもの年齢などによりグループを分け、グループ別で指導します。

◎サルビア学園 問 ☎ 0566-77-7797

- ①児童発達支援事業:おおむね3歳から就学前までの、主に知的に遅れのあるこどもが通園します。日常生活に必要な基本的な事柄や社会性を身につけられるように支援を行います。
- ②保育所等訪問支援事業:保護者からの依頼により保育園などを訪問し、発達に心配のあるこどもが集団生活に適應できるよう、本人と訪問先スタッフに対し必要な支援や指導・助言を行います。
（①・②とも、利用するためには、障害児相談支援によりプランを作成する必要があります）